

Didactics of Social Studies and Education of Economics

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17510

社会科学教育法と経済学教育

橋 本 哲 哉

はじめに

金沢大学法文学部を分離して、経済学部を創設してから、すでに6年近くを経過した。経済学科時代を含めると、私が経済学教育に携わった期間は15年をこえる長時間となってしまった。この間、歴史科学にかかわる立場から経済学教育に協力してきたわけであるが、最近、その教育および教育方法に関して何がしか考えるところがあった。その一部は述べる機会があったので発言したが、そこで次の点をひとつは強調したつもりである¹⁾。

いうまでもなく大学の自治、研究・教育の自由を否定しては大学と大学教育はなりたたない。しかし、大学教員のなかには、後者を「自由に研究したことを自由に教育すること」と誤解して実践してはいないか。憲法・教育基本法のなかで、教育に関する考え方の大切な柱は、国民の教育権思想、とくに国民の教育を受ける権利にあることは、よく指摘されるところである。この国民の教育権の対象は大学とて例外ではない。もちろん研究の自由は何としても保証されなければならないが、教育は別で、その有効性はたえず点検される必要がある。いま大学教育はとりあえず一度研究と教育とを分離し、そして国民教育の一環として、大学は国民から何をどのように教育すべしと付託されているか、冷静に再考する時期にきているのではなからうか。学生の質の低下や彼らの考え方の変化だけを議論していても、展望は切り開けない。

このように考えてくると、われわれが経済学部を創設する際に掲げた目的は形式的なものではなく、実質的な意味を持っていたことに気が付く。『金沢大学経済学部設置計画書』は長期目標として、次のようなことを述べてい

たはずである。「社会、経済諸科学の学問領域を包含する新しい学問体系をもって、現代市民社会における社会的・経済的諸事象を総合的にとらえる研究組織をつくること、および、この社会のにない手として必要な総合的、専門的知識を身につけた人材を養成することをねらいとし、そのための研究・教育体制をひとつの独立した学部として整備することにある」。これによってその方法等、われわれの抱えた課題がより多くなったのはもちろんのことである。

ところで、創設時に経済学部では、新たに社会科（中学・高校）の教員免許状が独自に取得できることとなった。それにそってカリキュラムも作成されたが、そのなかの社会科教育法の講義を当面私が担当することとなった。中学・高校の社会科の教員免許状をもっており、わずかではあるが、実際の教育経験も有していたからであろう。本来ならば教育学部のしかるべき専門家に任せるべきであったが、当時は協力をえられなかった。

私は社会科教育法の講義を担当することになった時、広い意味での経済学教育と関連させて、それにいくつかの意義を与えようとしてみた。それを整理すると、まず教員養成学部ではない一般学部で教員を養成することに積極的な意義を見出そうと考えた。私自身も文学部に在籍していた際に免許状を取るべく勉強したことがある。もう25年も前のことであるが、そのささやかな経験から、経済学という専門分野を生かした個性的な教師を育成したい、発掘したいと念願したわけである。この前提には、その当否は別として、教員養成学部出身者は画一化されているのではないか、という予測があったことは事実である。とくに高校教員の場合は一般学部での教員養成に、この点で有用性を認められていると思う。

とはいっても社会科教育法の講義とはどのようなもので、何を教えたらいのか、はじめから抱負があったわけではない。これも経験に照らして言えば、何を学んだのかははっきりとした記憶が残っていない。少し詮索してみたが、必ずしも社会科教育法の講義の定式といったものはないようであった。経済学部には教員養成の雰囲気とか環境はまったくないのであるから、そこで最低限の必要な事項はとにかく授けようと企画した。

さらに社会科教育法の講義はなるべく小人数でおこなえないか、できうれ

ばゼミナール形式が望ましいとも考えた。私は地方大学における経済学教育のあり方について次のような意見を持っている。「経済学教育自身のマスプロ化はさげられないとしても、私大と比較すればわれわれはまだ小人数教育が可能である。小まわりのきく教育環境もある。その特徴を十分に発揮しなければ大都市の大学に対抗できない。画一的でなく学生をきまこまかく指導すること、これはこんごの教育のなかで十分に配慮されねばならない問題となろう」²⁾。個性的な学生、そして教師を育成するためには、その個性を引き出せるような教育を何よりも目指さなければならない。とくに最近のマスプロ教育のなかでは困難になっているところの、学生の自主性の育成といったものも期待してみた。この問題はひとつは受講生の数にもかかわるが、経済学部での教員志望者はそう多くなかろうと予想した。

このゼミナール形式を通じて、学生に深くはなくとも巾広い社会科学の知識を修得させたいとも考えた。あるいは、社会科学的な発想や観察眼が教師には必要であることを、身につけさせたかったのである。これは私の主張する経済学教育の一環をなすものでもある。

このような観点に立つならば、専門家ではないが、経済学部のスタッフの一員として、社会科教育法の講義を担当することの意味もあろうと勝手に解釈した。

以下、昭和58年度から3年間、社会科教育法を開講した結果の報告をこの場をかりておこないたい。あわせて私なりの反省と今後の課題を記し、一応担当の責任をはたすことにしたい。なお本文中において、3年間の受講生のレポートや感想文を適宜引用するが、受講年度を表示し、受講生名は書かずにアルファベットを付して区別することにする。

I 3年間の社会科教育法の講義概要

前述したように、社会科教育法講義の構想は特段のものをもちあわせていなかったが、とりあえず現行の中学・高校の社会科の各科目内容を具体的かつ批判的に検討し、その問題点を明らかにすること、その前提としてやや観念的にはなるが、教師としての姿勢などの教師論を開陳し、それを学生に考えさせ討論させること、その結果として実際の実習授業をさせてみること、

また経済学部卒業生のなかで教職についている者、学生にとっては二重の意味の先輩にあたるが、彼らの教育経験を紹介すること等を課題として準備してみた。

結局のところ3年間、若干の試行錯誤や力点の置き方の変更はあったが、この課題を一貫して追求したことになる。その講義の内容と問題点をここでは取り上げることにしよう。カリキュラムでは3単位45時間分の講義を3時間15回で前期に開講する予定になっている。しかし休日や時間割の関係から13～14回にとどまった。年度別に検討するが、まず実際におこなった講義の目次は次のとおりである。

昭和58年度社会科教育法・講義目次

第1回 社会科教育法講義をはじめにあって

- (1) 経済学部における社会科教育法講義の意味
- (2) 戦前社会科教育の批判的検討

第2回 戦後社会科教育の歩み

- (1) 戦後教育の出発点—教育基本法の理念—
- (2) 「逆コース」と社会科教育
- (3) 高度成長期以降の社会科教育

第3回 教科書問題と教科書訴訟

- (1) 教科書訴訟と社会科教育
- (2) 教科書訴訟の争点
- (3) 判決と国民の教育権

第4回 現代社会の構成・内容と問題点

第5回 高校教師の教育実践報告と討論

第6回 中学社会の構成・内容と問題点

第7回 日本史の構成・内容と問題点

第8回 公立中学・私立学校の教師の教育実践報告と討論

第9回 世界史の構成・内容と問題点

第10回 NHKテレビ・ビデオ「教育・何が荒廃しているのか」 の観賞と討論

- 第11回 地理の構成・内容と問題点
- 第12回 政治経済の構成・内容と問題点
- 第13回 現代社会の実習授業と相互批判
- 第14回 日本史の実習授業と相互批判

当初の課題との関連でみると、第1～3・10回は学生に教師論を考えさせるために設定した。レジュメ風にややこまかくその内容を提示しておいたので、私見はおおよそ見当がつくと思う。簡単に述べれば、現在の教育問題、そしてあるべき教師像を問題にする際、教育基本法は今なお有効であり、さらに教科書問題は格好のテーマであると判断している。それを強調したうえで、当時ホットなテーマであった荒れる生徒、校内暴力のビデオテープを観賞し、議論した。教師の抱える難問を眼前につきつけ、その心構えについて意見を交換しあう機会を作ってみたわけである。「教師になるのが恐ろしくなった」、「適確性に自信がもてない」(58年度・A)等という消極的な感想が早速あらわれたが、現実の教育問題の一端を直視することはできたと思う。

第5・8回の教育実践報告はきわめて好評であった。県立普通高校、同商業高校、金沢市内公立中学、私立高校の4名の現職教員に自由に現場の実態を報告するよう依頼した。学生と「比較的年齢の近い先輩達の話だけに緊張した」(58年度・B)といったような感想が多かった。

第4回以降6回にわたって、社会科各科目の内容解説と問題点のコメントをおこなった。これには経済学部4名のスタッフが協力してくれた。現代社会、政治経済の教師用指導書の作成に参加したスタッフ、実際の中学・高校の教育経験者が講義したので、内容の濃いものとなった。その共通した意図は、教科書を批判的に検討する能力を取得させるところに求めてみた。今からみると、58年度はこの課題にもっとも力を注ぎ、時間をさいたことになる。

最後に2回の講義時間を使って実習授業を4名の学生におこなわせた。その授業を受講生に相互批判させた。どの部分を授業でとりあげるのか学生にまかせたので、当日まで何がでてくるかわからなかった。しかし、あらかじめ年間計画をたてさせたうえであったので、いずれも授業のモデルとして批

判の対象たりうるものであった。一方、何の目的で実習授業をするのか、なぜそれを聴くのか、というねらいが必ずしも学生に徹底せず、中途半端なものとなってしまった。

ところで3年生の大半はこの期間内に教育実習にてかけている。これは全講義の終了後にわかったことであるが、教育実習にかなりの不安感を抱いている。「やってみて授業することの大変さがよくわかった」(58年度・C)という感想は度々見かけるが、「はじめて人前で話をした」(58年度・D)とあったので、その学生に質問してみた。それによると大人数のゼミでは、6月にはまだ報告の順番がこない場合もあるというのである。この点の対策を痛感させられた。

内容的に深めるべき事項もあるが、それらは後節でまとめることとして、次年度に移ることにしよう。

昭和59年度は前年度の経験と学生の意見をふまえて、学生の発表の場を増加させる計画をたててみた。その結果は次の目次のとおりである。

昭和59年度社会科教育法・講義目次

第1回 社会科教育法講義をはじめるとにあたって

- (1) 戦前社会科教育の批判的検討
- (2) 社会科教育法の意義

第2回 戦後社会科教育の歩み

- (1) 戦後教育と教育基本法の理念
- (2) 高度成長期と社会科教育
- (3) 現時の社会科教育の問題点

第3回 教科書問題と教科書訴訟

- (1) 教科書訴訟と社会科教育
- (2) 教科書訴訟の争点
- (3) 判決と国民の教育権

第4回 現代社会の構成・内容と問題点

第5回 政治経済の構成・内容と問題点

第6回 現代の教育問題—NHKビデオ「教育・何が荒廃している

のか」を参考に—

- 第7回 教材研究報告・世界史, 政治経済
- 第8回 教材研究報告・中学社会, 現代社会
- 第9回 教材研究報告・日本史
- 第10回 実習授業・日本史
- 第11回 実習授業・政治経済
- 第12回 実習授業・世界史
- 第13回 実習授業・現代社会

第1～3・6回は前年度をほぼ踏襲したが、今期は現時点の教育問題に大きくその焦点を絞った。それは前年より中曽根内閣の「教育改革」が声高かとなり、その年末の総選挙に臨んで、自民党は「教育改革7つの構想」を掲げるといった事態にたちいったからである。さらに昭和59年度にはいると、臨時教育審議会の設置の方向が明確になるに及んだ。この一連の動きは明らかに憲法・教育基本法の教育理念の否定を背景にもっていると考えられた。そこで戦後の教育史の理解、なかでも後述するような教育基本法の重要性を喚起することに重点を置いたわけである。憲法はともかくとして、教育基本法をはじめて通読するという学生が大半で、一定の意義はあったと考えている。

加えて今期は学生による教材研究報告、実習授業といった発表の機会をふやしてみた。そのために講義、現場からのレポートの時間を削らざるをえなかった。しかし全講義の過半数の時間をつかっても学生全員に発表させることは困難であった。そこで中学社会、現代社会、政治経済、日本史、世界史の5つのグループを編成した。実習授業(のべ6名)をしない学生は教材研究のグループ学習を授業時間外にさせることにした。報告発表時に研究成果のすべてを反映させることはできなかったが、教材のグループ研究は実践的な効果があったと思われる。

実習授業にあたって、その目的についてあらかじめ学生と討議する時間をもった。そのなかで学生達が授業をおこなう際のもっとも基本的な問題に、不案内であることに気づいた。例えば声の大きさ、板書の仕方、1時限の時

間の使い方、等々である。これはまさに教員養成の雰囲気周囲にないことの現われで、反省の場で具体的にとりあげて考える課題とした。実際に授業をする段になって、学生自身が自己の教師としての未熟さを感じるのはいわば当然であろう。経済学部生の場合、教員免許状の取得の希望はもっていたとしても、現実に教職を目指すのは毎年5名ほどであるといった状態であるから、なおさらその観が強い。教職志望の意志が薄弱な学生を受け入れる側の迷惑も考えなくてはならない。この辺に所在する問題にどう対処すべきかは今後検討する必要がある。

ところで学生の感想の多くは実習授業をもっと積極的にやらせるべきであると発言した。「あまりにも未経験なことが多すぎたので、実習授業はどうせなら教育実習前にさせてほしかった」(59年度・E)という正直な告白もあったほどである。金沢大学の場合、3年次の6・10月が実習期間となっているので、この点を次年度においては考慮することにした。また期間は2週間しか与えられていないので、あらかじめ実習をおこなって基本的な事項を注意しておけば、多少の無駄をはぶくことができる。

昭和60年度について、最後にふれておくことにしよう。学生の要望をいれて全員に発表の場を与えるべく、思い切って9回の時間をそれにあてるプランを作成した。以下のごとくである。

昭和60年度社会科教育法・講義目次

- 第1回 社会科教育とは何か
- 第2回 戦前日本教育史概論
- 第3回 教員養成と戦後社会科教育
- 第4回 教材研究報告・中学社会
- 第5回 実習授業・中学社会
- 第6回 社会科教育と教科書問題
- 第7回 公立高校教師の教育実践報告と討論
- 第8回 教材研究報告・現代社会
- 第9回 教材研究報告・政治経済
- 第10回 実習授業・政治経済

- 第11回 実習授業・中学社会
- 第12回 教材研究報告・中学社会
- 第13回 実習授業・日本史, 世界史
- 第14回 実習授業・現代社会

最初の部分は前年度の繰りかえしである。第7回の教育実践報告のうち1人は現役の教員で、かつ経済学研究科の大学院生、もう1人は1年前まで高校教員であった経済学部助手におねがいがした。今年も好評で、学生は教師の側からの現場情報を渴望していることがわかった。

今年度の受講生は27名で、3年間でもっとも多かった。そのため全員を教壇に立たせるためには1回3名平均としても、9回の時間がどうしても必要であった。結果的にはこの間に設定した課題のうち、学生に発表させるという点をもっとも重視したことになる。さらに6月に教育実習に出かける学生を優先して授業を担当させた。

授業をおこなう時、私が学生に絶えず強調したのは次のようなことであった。若い教師の技術的未熟さはやむをえない、これは先輩の老練な教師に立ちうちできない、しかし君たちにしかない特性があるはずである。それは経済学部在籍したわけであるから、そこで蓄わえた知識、例えばゼミで習得した専門的な観点、講義でえた最新の理論やデータ、これをもとにフレッシュな授業をすることである。そこに情熱を注ぐことで、より若い生徒を何らかの形で啓発できるはずだ。もちろんすべての授業をそのようにおこなうことは無理だが、そうしたチャンスが2度でも3度でもあれば、他の内容の説得力は増すはずである、と説いた。これらを再三にわたって指摘したことによって、とくに後半には、個性的で内容豊かな授業に接することができるようになったと評価している。

II 学生の反応と意見

3年間の社会科教育法の講義内容について説明してきたが、これまで断片的にしか取りあげなかった学生の感想を、まとめて紹介することにしよう。おおよそ同じような方法で講義したので、ここではその1つの結論でもある

昭和60年度の学生の感想を列挙する。いずれも同年度の学生のものであるので、引き続きアルファベットを付すにとどめる。

実習授業をしてよかったことは、中学校の授業について自分が漠然と持っている感じを、実際に形にしてみたことだと思う。頭で考えただけでいきなり現場へ行くよりも、自分の予想と現実とのずれがはっきり認識できたように思う。(F)

他の人の実習授業内容を見て、授業としての良い点や悪い点がわかり、このことが非常に役立ったと思います。(G)

社会科教育法とはどんな授業かほとんど想像できなかった。出席してみても意外に人数が少なかったのが、印象に残っている。講義を聞くだけでなく、自分達が発表する形式は大学へ来て以来初めてのことだったので、最も緊張する授業の1つであった。なかでもいちばん気を使ったのは、必ず発表に対して批評を求められることだった。(H)

社会科教育法のあり方として、実践的な訓練といったことは必要であると思う。また一方では理論的な面で、学校教育というものは家庭教育や社会教育と並んで教育の一部を占めるにすぎないので、そのうえにおいて社会科教育といったものがどうあるべきかを考えることも必要である。(I)

何より他の人達の様々な考え方を聞くことができたことは大変勉強になったし、それなりに楽しかったです。それから各授業のコメントから博学に触れることができたことも有意義でした。(J)

他の私立大学の人達に聞いてみると、かなり力を入れて教採に通るための勉強をしている所もあったようだ。なかには「中学生がまちがった漢字の書き順をおぼえるといけない」ということで漢字の書きとりの宿題と試験を課せられるという人達もいた。そこまでやるのは疑問だが、ひととおりのことくらいは授業で紹介してもらえたらよかった。(K)

授業のしかたなど技術的なことを社会科教育法で教えるのは時間的に問題がある。そのような授業のすすめかたに関する参考書を教えてもらいたかった。また付属学校へ1回くらい授業を見学にいきたかった。(L)

この講義は実践的でおもしろかったと思います。しかし教材研究のところろで、あまりこまかいところまでなぜするのかわかりません。そんなことは現

場である程度考えればわかると思います。教師はむずかしい技術職だなと思う半面、私にとってより一層なりたい職業の1つになりました。(M)

先生の講義の内容は最初の3～4回だけであったが、よかったと思う。ただ教育実習にいく学生のことを考えて、もうすこし現在の学校の存在についてや、実習・教採についての情報があつたらよかった。その点で先生が出張の時に代わりに話された2人の方の体験談は意義のあるものであった、と思う。(N)

私の実習授業は明らかな準備不足であった。人前で話すことが、思っていた以上に下手になってしまった。今後の対策としては、まず何をいうのかをはっきりさせる。そのうえで下準備をする。自分のペースをつくれるようにする。(O)

今の学生は板書ができないと思う。不慣れなせいもあるが、教壇に立ったら、少しでも練習をさせてみた方がよいのではなかろうか。(P)

発表者の個性などを理解することができたり、会話をしたことのなかった人と話せる機会をもてたりして有意義だった。望むべくはもっと小人数で、本当にゼミ形式にできたらよかった。(Q)

参考となったのは教科書の比較の教材研究である。とくに現代社会の教科書を取り上げて、ゴシック体の部分の比較をしたとき、教科書の違いに驚かされた。私はできれば教師をやりたいといった気持で、絶対に教師になるのだという強い意志を持っているわけではないが、教える立場で教科書や授業というものを見直す時間をもてたことは、他の教職に関する専門科目と違って十分に意味があつたようにおもう。(R)

実習授業は当然のことながら、どうしても「タタミの上の水泳」になってしまう。実習をやって最もギャップを感じたことは、やはり生の学生を扱うということであった。講義の中では、一応中学生を相手に授業をしているつもりだが、どうしても大学生の前で行っているせいか、ゼミの発表のような口調になってしまいがちだ。実際と最も違うのは授業を受けている中学生の態度である。授業の内容も大切だが、それ以前にいかに生徒を統括し、授業に集中させるかが大切であることか、教育実習中に一番強く感じたのはこの点である。(S)

社会科教育法ののち教育実習に行くにあたり、自分に課した問題というのは、私の22年間の人生経験、とりわけ大学に入学してから経験した事が、いかに実践の場で生かせるかということでした。教師たる者はもちろん専門性ということも大切だと思いますが、それにもまして必要なのは、私という人間が豊かな経験人生であることだと思っています。(T)

以上は15名の学生の感想の抜粋である。受講生の全員が感想を述べているわけではなく、また重複するものは省いた。講義に対してではなく、自分の参加した教育実習の感想も含まれているが、その大半は今期に代表されるような講義・実習形式に賛成している。しかしその後教育実習した学生の多くは実際とのギャップを認識している。またそれらの経験を含めて自己反省の材料としている点に注目しておきたい。

教員採用や現場に関する情報を多く求めていることもわかる。この点は講義に対する率直な批判であろう。社会科学の広い知識の修得に興味を示す学生があらわれており、一方ではあまりこまかい技術的な教育は必要ないことも判断できる。これらの諸点はいずれも今後の課題を検討する際の参考となるものである。

III 講義の反省と今後の課題

すでに若干の言及をしたが、教育の原点は教育基本法の「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」という前文にあると私は考えている。したがって社会科の教員を養成するにあたって、同法第1条「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と述べる意味をはじめとして、以下の各条文を学生が学ぶことは大切なことであると考えている。教育基本法の批判はナンセンスで、その軽視が現時の教育の混乱をまきおこしている。そしてこうした教育基本法理念を実現する教員を育成するためには、その理念の理解と実行こそが必要である。社会科教育法の課題のひとつはここにあるといわ

なければならない。

社会科学各教科を教育する時、巾広い社会科学の知識と観点が要求されることはいまでもない。とくに最近、現代社会の科目が設定されたことによって、その必要性は一段と高まっている。最新の科目であるため、従来の科目の枠で教育してきた教員は取り組みにくいようである。そのため新任の教員に担当がまかされる傾向もあるので、そのことを意識した教育が大学で必要となる。私の講義を聞いた結果、社会科学全般の知識修得の意欲を増すことになった学生がいるが、これまでの形式の講義を通じてそうした要求を満足させることはむずかしい。そのため社会科学教育法の観点からだけではなく、経済学部のカリキュラムの中に社会科学概論といった科目が設置されることが望ましい。私の承知しているその内容はやや旧聞に属するが、高島善哉編『社会科学講義』といったものである。それはルネッサンスから18世紀末までに社会科学がどのように確立したかをたどり、現代資本主義の中で社会科学がどのように発展し、問題をもつにいたったかを取扱っている。この書の特長は「現実の社会の動きと問題に即しながら、社会科学の歩みを、全体的に、問題別に、統一的にとらえようとして」³⁾ いるところにある。これは冒頭にふれたところの、われわれの共通の目標である社会的、経済的諸事象を総合的にとらえて研究し、それに即した総合的専門的知識を身につけた人材を養成するという課題に照応している。他の方法もあろうかと思うが、こうした広い視野の講義が必要だと考える。

社会科学概論的な講義が当面設けられないとすると、社会科学教育法自身をそのような内容で講義する場合もあってもよいのではないか。これも今後の課題としておく。

今年度におこなったような実習主体の社会科学教育法は、適当であったかどうかは別として、それを文字通り理解して実行したものであるが、この方法が学生達の評価にあるほど有効なものか、その判断はもうしばらくの間保留する。一部の学生の意見にもあるように限界はあるし、それ以上に多くの時間を要するからである。思うにこれも学生相互間に教員という職業についての情報が不足していることと結合している。自分が教える立場に立つことにとまどいがあるわけで、その解決策は他にも方法があるであろう。例えば教

育実習以前に付属学校等の研究授業を見学したり、現職教員の経験をもっと多く吸収する場を設定するなどのことが当面考えられる。また教育実習を終了した4年生に援助をさせることも可能である。

3年間の受講生は20, 23, 27名とおおよそ同じ程度の数で、今後もこうした傾向が予想される。1学年定員に対して1割以上の割合で、一定の教員志望者がいるわけである。現在の受験体制の中にあっては、学生は経済学部への進学の動機として経済学を学び、それを生かした職業を選択するといった明確なものは当初から必ずしも持っていない。したがってこの1割強の層をはずれ者と見なすわけにはいかないだろう。

彼等の多くは免許状を取れるので取っておくという感覚であるが、しかしそれでも最近の学生の中にあっては、一定の意欲をもちあわせた層と評価できる。その部分に内在する能力を積極的に引き出してやるべきである、と強調しておきたい。このことはとりもなおさず経済学を土台とし、社会科学的知识と観点とを持ちあわせた人材の開発であり、ここに経済学部での教員養成の存在意義もあるとあってよい。

- 1) 橋本哲哉「経済学教育にもとめられていること」(『経済』1984年5月号、新日本出版社)を参照してほしい。
- 2) 同前, 212頁。
- 3) 高島善哉編『社会科学講義』(改訂判, 春秋社, 1965年)の序を参照。